近江八幡市
エネルギー価格高騰事業者支援金

よくあるご質問

（令和８年度事業）

申請提出期間

令和8年10月　1日(木)　　から

令和8年12月28日(月)　16時45分まで【必着】

※申請内容に不備があると、支援金のお振込みにお時間を頂くことになります。提出にあたっては、必ず事前に本手引きやチラシ、よくあるご質問をご確認ください。

※原則、オンライン申請のみとなりますので、内容をよくご確認ください。

※予算限りとなり、予算上限に達した時点で終了となります。

〒523-8501　近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市役所 商工振興課内 支援金受付担当

専用ダイヤル　TEL:0748-36-5522

1. 対象者・制度全般について

Q1-1	令和8年4月2日以降に創業した場合は申請できますか。
A1-1	令和8年4月1日時点で開業している必要があるため、申請できません。

Q1-2	個人事業主の定義とは。「主たる」収入とはどう判断しますか。
A1-2	事業を行う個人で、1年の収入の1／2 以上が「事業収入」である方をいいます。 つまり、「主たる」収入として、給与、年金等の収入の合計が1年の収入の 1/2 を超えない方となります。「事業収入」は、確定申告書第一表中「収入額等」の欄の原則「㋐営業等、㋑ 農業」の項目に該当する収入を指します。若しくは、開業届を提出しているなど外形的に判断できる場合となります。 令和7年の途中で開業する等、1 年の収入割合では判断ができない場合は、個別にご相談ください。

Q1-3	個人事業主で収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか。
A1-3	確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、市県民税の申告を行っていれば申請できます。 「A1-2」の内容等を踏まえ、支給対象となるかを判断することになります。

Q1-4	法人の場合、本社が市外でも市内に事業所があれば申請できますか。
A1-4	申請できます。

Q1-5	法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか。
A1-5	事業所が市内にない場合は、市内事業者とみなされないため、対象外です。

Q1-6	法人番号がわかりません。
A1-6	確定申告書の控えをご確認いただくか、国税庁ホームページ 「法人番号公表サイト」でご確認ください。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

Q1-7	どの業種区分に該当するか分かりません。
A1-7	申請の手引き3ページの「卸売業・サービス業・小売業」の対応表で、主たる事業が該当する区分を確認してください。 当てはまるものがない場合は「製造業、建設業、運送業その他の業種」となります。 表の事業内容の詳細は、総務省ホームページの「日本標準産業分類」を確認ください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

Q1-8	発行済株式の総額等の 1/2 以上を同一の大企業が所有している場合、または 1/3 以上を複数の大企業が所有している場合など、いわゆる「みなし大企業」に該当する事業者は、対象となりますか。
A1-8	対象となりません。

Q1-9	市内に事業所がある医療法人ですが、申請できますか。
A1-9	近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金支給要綱第 2 条に規定する法人に該当し、その他の要件も満たしていれば申請できます。

Q1-10	個人事業主で、近江八幡市外に居住しており、近江八幡市内に事業所がある場合は申請できますか。
A1-10	近江八幡市外にお住まいの方（近江八幡市に住民票がない方を含む）でも、近江八幡市内に事業所があり、事業を行っていれば申請できます。

Q1-11	個人事業主で、近江八幡市内に居住しており、近江八幡市外に事業所がある場合は申請できますか。
A1-11	近江八幡市にお住まいの方が、近江八幡市外に事業所があり、事業を行っている場合も申請できます。

Q1-12	自宅兼事務所として事業を行っていますが、事業で使用した分のほかに生活で使用した分も含まれているエネルギー料金の領収書等を提出しても対象となりますか。
A1-12	対象となります。ただし、生活で使用した分のみの(事業では使用していない)エネルギー料金の領収書等で申請いただくことはできません。 なお、当該エネルギー経費をどのような用途で事業に使用されているか確認させていただく場合があります。

Q1-13	自宅兼事務所として事業を行っていますが、電気料金やガス料金の領収書等の名義が自分ではなく家族(配偶者、親など)名義となっているものを提出してもよいですか。
A1-13	エネルギー料金の領収書等は、申請者(事業者)名義のものをご提出ください。

Q1-14	法人の申請基準となる「従業員数」とは。
A1-14	令和8年4月1日時点における、雇用保険の被保険者数の合計数となります。ただし、市内の事業所に勤務(常駐)するものに限ります。詳しくは手引き2ページの「※常時使用する従業員について」をご確認ください。

Q1-15	株式売買によって生計を立てていますが、個人事業主として申請できますか。
A1-15	株式売買での収入は、確定申告での事業収入には当たらないとされているため、原則申請対象になりませんが、事業収入として申告されている等の場合は、個別にご相談ください。

Q1-16	不動産収入によって生計を立てていますが、個人事業主として申請できますか。
A1-16	確定申告で事業収入として計上していれば申請できます。 事業所所在地が自宅住所と同一で屋号等が無い(申請書の申請者欄に屋号がない)場合は事業実態が確認できるもの(開業届や不動産賃貸借契約書)を添付して申請してください。なお、確定申告で不動産収入として計上している場合は、国税庁の判定基準をもとに個人事業主と認められるか下記のとおり判断します。 (1)　貸間・アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。 (2)　独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること。

Q1-17	農家、漁師は申請対象となりますか。
A1-17	農林水産業にかかる個人事業主として対象となります。ただし、令和7年の収入全体のうち、1/2 以上を農業又は漁業の収入が占めていることが条件となります。 ※農業又は漁業の収入に補助金、交付金や寄付金等が含まれる場合、それらを除いた額となります。

Q1-18	士業(弁護士、社労士等)をしていますが申請できますか。
A1-18	申請できます。また、次の士業法人は「会社」に含むものとして対象となります。 ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q1-19	基本給＋歩合報酬制で働いていても申請できますか。
A1-19	保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告上は出来高に応じた事業収入が計上される(申告上は個人事業主のように見える)ものの、会社との間に基本的な雇用関係があり、最低賃金や基本給・社会保険等が保障されることから、申請対象になりません。

Q1-20	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、近江八幡市内にそれぞれの法人の事業所がある場合はそれぞれの法人分で申請できますか。
Q1-20	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q1-21	定まった事業所を持たない個人事業主(フリーランス含む)も申請できますか。
A1-21	市内自宅が事業所である場合は申請できます。 屋号がある場合は確定申告書・支給申請書で確認します。屋号が無い場合は、開業届、業務請負契約書(令和 7 年1月以降にかかるもの※で、届出・契約書の住所が住民票上の住所になっているもの)などの写しを別途提出いただくことで、事業実態を確認します。 ※業務の期間が令和7年1月以降にかかっていれば、契約日はそれ以前でも差し支えありません。(契約書で業務履行期間が読み取れることが必要です。)

Q1-22	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請は可能ですか。
A1-22	代表者が同一であっても法人・個人事業主としては別なので、それぞれで申請できます。ただし、個人事業主として申請できるのは、個人収入の 1/2 以上が個人事業主としての事業収入である場合に限ります。

Q1-23	個人事業主で、複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか。
A1-23	1事業者あたり1回までの申請となります。

2. 申請・申請書類について

Q2-1	申請書の提出期間はいつからいつまでですか。
A2-1	令和8年10月1日(木)9:00 から令和8年12月28日(月)16:45 までです。

Q2-2	申請すれば誰でももらえますか。
A2-2	対象者や支給の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、支給対象となれば支給されます。要件を満たさない場合は支給されません。

Q2-3	誓約書事項に誓約・同意しなくても申請できますか。
A2-3	申請できません。支援金の支給要件や支給手続に必要な内容であるため、誓約・同意いただける方が対象となります。

Q2-4	支援金を受領後、支給要件に該当しないことが分かった場合や、申請に虚偽の内容が含まれていた場合はどうなりますか。
A2-4	支援金を返還していただきます。

Q2-5	申請書はどこで入手できますか。
A2-5	原則として、オンライン申請のみとさせていただきます。直接窓口で提出は原則、受付させていただけませんが、オンライン申請がどうしてもできない環境にある方は、近江八幡市商工振興課内 支援金受付担当までお問合せください。

Q2-6	申請から振込までに要する期間は。
A2-6	書類に不備なく審査が完了した場合、また、不備が解消され審査が完了してから、おおむね2か月で振り込み予定です。なお、振込予定日については A2-7 のとおりです。

Q2-7	支給が決まったことがわかる通知は届きますか。
A2-7	支給決定を通知する文書等の送付は行いません。代わりに、市ホームページに振込予定日を掲載しますので、ご確認ください。

Q2-8	書類に不備があった場合はどのような連絡がきますか。
A2-8	書類に不備があった場合は、申請時のアカウントに連絡させていただくか、直接電話させていただく場合がございます。また、申請内容を修正いただくために申請を差し戻します。必ず連絡のとれる連絡先を記入いただきますようお願いします。 ※連絡ができない場合、支援金の受付ができません。

Q2-9	現金支払いはできますか。
A2-9	「口座振込」のみとなります。

Q2-10	支援金は課税対象ですか。
A2-10	支援金の用途は問いませんが、本支援金は課税の対象となります。

Q2-11	税申告書類として具体的に何が必要ですか。
A2-11	次の書類の写しをご用意ください。 **なお、提出の際は PDF や画像等のデータを添付ください。** **法人の場合 ・・・直近1期分の確定申告書類の写し** ・令和8年1月1日の直近の事業年度における法人税確定申告書別表第一（1枚目） ・法人事業概況説明書（両面） **個人事業主の場合** **【 青色申告者 】** ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の所得税青色申告決算書（1、2ページ） **【 白色申告者 】** ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の収支内訳書 **【 市民税・県民税申告者 】（確定申告の義務のない方）** ・令和8年度市民税・県民税申告書

Q2-12	令和8年2月に開業したため、確定申告をまだ行っていません。この場合、申請はできませんか。
A2-12	事業を行っていることがわかる書類（開業届、営業許可証等）を基に審査しますので、個別にご相談ください。

Q2-13	法人税確定申告書に近江八幡市内の事業所の所在地が記載されていない場合はどうしたらいいですか。
A2-13	開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物、登記簿謄本、定款等、事業所又は営業所が近江八幡市内にあることが分かるものの写しを添付してください。

Q2-14	申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。
A2-14	同一名義のみとなります。

Q2-15	通帳がない場合は何を添付したらいいですか。
A2-15	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの（金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等）の写しを提出してください。

Q2-16	ネットバンクの場合は何を添付したらいいですか。
A2-16	ネットバンクの画面コピーを添付してください。

Q2-17	ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。
A2-17	通帳2ページ目の下段に記載されています。 もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行＿記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

Q2-18	代表者以外の者(社員や配偶者、税理士等)が代理申請できますか。
A2-18	原則、オンライン申請となりますので、申請書の誓約・同意事項に同意いただける場合、必要書類があればどなたでも代理申請は可能です。(申請のみ。振込などは事業者へ行います)

Q2-19	申請内容の入力方法がわからない場合はどうすればよいですか
A2-19	商工振興課内 支援金受付担当の専用ダイヤルまでお問い合わせください。